

我孫子市議会基本条例(案)に対するパブリックコメントでの意見と考え方

○実施期間:平成26年10月1日(水曜日)から平成26年10月31日(金曜日)まで

○意見提出者数:88人 ○総意見数:205件(整理番号●-▲中の●は88人の提出者の整理番号、▲は同じ提出者が出した意見の整理番号です)

市民の定義 68件
市民参加 36件
最高規範 50件
政務活動費・倫理 1件
前文 1件

第2条 20件
議員定数 11件
会派 10件
制定反対 7件
制定賛成 1件

資料1

整理番号	提出された意見		分類	意見に対する考え方
1-4	意見	「市民の定義」の条項がないので、「議会への市民参加」は日本国籍を持つ住民だけでなく市内定住の外国人にも認められる。つまり、この条例案は「外国人参加条例」になっている。	市民の定義	
	理由	最高裁の判例では国民とは日本国民を指しており、外国人を排除している。従い、憲法違反の恐れがある。	市民の定義	
2-2 以下47-2まで提出された意見の文章は同じ内容です(10件)	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	
16-3	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	
27-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市在住の住民』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	

31-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。しかるに、「市民の定義」の規定がないため、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が選挙によって選ばれた議員と対等の資格で議論することを認めることはできない。外国人による政治参加に制限があるのは当然である。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	
36-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	
37-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	
42-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義	
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義	

45-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義
46-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」と規定した『市民の定義』条項を設ける必要がある。	市民の定義
47-2	意見	条例(案)の前文や条文の至るところに「市民」という文言を使っている。「市民の定義」の規定がないから、我孫子市在住の日本国籍を持つ住民の外、外国人も含まれると解釈しなければならない。「市民の定義は、地方自治法に規定のある『日本国民たる我孫子市民(住民)』とする」という条文を追加すべきである。	市民の定義
	理由	議会の設置は、憲法・地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、条例(案)は、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」を強調して、地方自治法に規定のない「市民参加」条項を設けようとしている。神聖な議場で外国人市民が議員と同じテーブルで議論することを認めて良いのでしょうか。外国人による政治参加に制限があるのは当然であろう。外国人にも課されている納税の義務は、インフラその他行政サービスを受けるためであり、政治参加への制限は差別に当たらない。よって、「市民とは、日本国民たる我孫子市在住の住民をいう」とする『市民の定義』の条項を設ける必要がある。	市民の定義
3-1	意見	前文： 定義されていない「市民」や「市民への奉仕」という様な表現を全て削除し、「選挙を通じて付託された職責を果たす市議会議員」を主語とする表現に改め、全文の書き直しを求める。	市民の定義 (前文)
	理由	市議会議員は第一義的に憲法及び地方自治法に基づく選挙によって、日本国籍を有する住民の厳粛なる付託を受けた代表であるにも拘わらず、「市民」という定義されていない人々の集団の代表であるかの如き表現になっており、直接民主主義を超えて、住民が選んだ代表が構成する議会を通じた地方自治を推進する憲法及び地方自治法の主旨に悖る。	市民の定義 (前文)

<p>4-1 以下85-3まで提出された意見の文章は同じ内容です(5件)</p>	<p>意見</p>	<p>法律に照らせば、市民の中で、議会参加資格者(政治参加資格者)を制限する必要があるのでは、条文として、以下の文言を加筆すべきである。 議会参加資格者:議会参加資格者は、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。</p>	<p>市民の定義</p>	
	<p>理由</p>	<p>1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのが、概ね20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。 2. 市民を「日本国籍を有する者」と制限する理由。 ①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させることが、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、明白である。“歴史に学ぶ”などと言いますが“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ「多文化共生」などという甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。今の世界の民族紛争を見て下さい！日本も、あぁなっているんですか？ ②議会参加(政治参加)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、法律を確信的に無視し「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真つ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真つ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。 ③国籍は、市民の義務や情緒と同格に捉えるべき事項ではない。人権、平和などを叫ぶ人々は、外国人に参政権を与えてもよい理由に、納税をしているとよく言いますが、これは、外国人が、日本のソフト、ハードの公共財を使用するための納税義務であり、また、長く住んでいる、日本に馴染んでいる、人権侵害、可哀そうなどと言いますが、それは、国籍を、これらの義務や情緒と同格に捉えた議論です。国籍は、市民の義務や情緒とは「全く次元の異なる」事項です。国籍が異なるということは、それぞれの国民のよって立つ土台が異なるということです。そしてその土台の根幹に国家があり、国家は、常に、国民の生命、安全、財産を守る義務があります。議員は、国家を統治する代表であり、地方議員と言えども、公的立場で国家を動かす権利を持っています。だから、外国人が地方議会で議会参加(政治参加)をすれば、それは、日本統治の根幹に、外国人が口を出すことであり「日本の内政干渉」をすることです。これでは、日本は「国民主権の国家」とは言えません。情緒に走ってはいけません。後世に禍根を残さないためにも！！ ④憲法、地方自治法を無視してまで、日本国民と外国人との立場を明確にしないのは、不可解な力が働いているとしか考えられません。したがって、議会参加できる「市民の制限」を明確にさせない勢力は、我孫子市のためではなく、他の目的で行動しているとしか思われぬ。これは、我孫子市だけではなく、日本中の自治体で起こっている。既に、制定されている我孫子市市民投票条例では「市民の制限」を投票資格者という条項で、地方分権一括法を拡大解釈し、法律を確信的に無視して「満18歳以上の、日本国籍を有する者と永住外国人」としています。外国人に、法律を確信的に無視し、参政権を与えようとする集団は「参政権の外堀を埋める作戦」を着々と進めており、その手始めが、先に述べた市民投票条例であり、次の「ターゲット」になっているのが、現在大問題になっている、市民とはあまり関係が無いように見える、この「議会基本条例」である。議会基本条例の中で「市民の制限」を「日本国籍を有する者」と明確にしなければ、今後、外国人に関わる議案が提出された場合、国籍の取り扱いで、常に議会が紛糾することになる。そして、近い将来、外国人が母国政府と連携し、日本の地方自治体を利用して内政干渉し、内外から日本の政治が混乱させられることとなります。このことは、既に始まっており、その代表例が「従軍慰安婦決議」です。我孫子市では、既に市民投票条例で、国民主権国家の一角が崩されています。議員の皆さん、目を覚まして下さい！！</p>	<p>市民の定義</p>	

28-1	意見	<p>法律に照らせば、市民の中で、議会参加資格者(政治参加資格者)を制限する必要があるので、条文として、以下の文言を加筆すべきである。 議会参加資格者:議会参加資格者は、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。</p>	市民の定義	
	理由	<p>1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのが、概ね20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。 2. 市民を「日本国籍を有する者」と制限する理由。 ①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させることが、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、明白である。“歴史に学ぶ”などとよく言いますが“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ「多文化共生」という甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。今の世界の民族紛争を見て下さい！日本も、あんなにいいんですか？ ②議会参加(政治参加)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、法律を確信的に無視し「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真つ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真つ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。 ③国籍は、市民の義務や情緒と同格に捉えるべき事項ではない。人権、平和などを叫ぶ人々は、外国人に参政権を与えてもよい理由に、納税をしているとよく言いますが、これは、外国人が、日本のソフト、ハードの公共財を使用するための納税義務であり、また、長く住んでいる、日本に馴染んでいる、人権侵害、可哀そうなどと言いますが、それは、国籍を、これらの義務や情緒と同格に捉えた議論です。国籍は、市民の義務や情緒とは「全く次元の異なる」事項です。国籍が異なるということは、それぞれの国民のよって立つ土台が異なるということです。そしてその土台の根幹に国家があり、国家は、常に、国民の生命、安全、財産を守る義務があります。議員は、国家を統治する代表であり、地方議員と言えども、公的立場で国家を動かす権利を持っています。だから、外国人が地方議会で議会参加(政治参加)をすれば、それは、日本統治の根幹に、外国人が口を出すことであり「日本の内政干渉」をすることです。これでは、日本は「国民主権の国家」とは言えません。情緒に走ってはいけません。後世に禍根を残さないためにも！！ ④憲法、地方自治法を無視してまで、日本国民と外国人との立場を明確にしないのは、不可解な力が働いているとしか考えられません。したがって、議会参加できる「市民の制限」を明確にさせない勢力は、我孫子市のためではなく、他の目的で行動しているとしか思われぬ。これは、我孫子市だけではなく、日本中の自治体で起こっている。既に、制定されている我孫子市市民投票条例では「市民の制限」を投票資格者という条項で、地方分権一括法を拡大解釈し、法律を確信的に無視して「満18歳以上の、日本国籍を有する者と永住外国人」としています。外国人に、法律を確信的に無視し、参政権を与えようとする集団は「参政権の外堀を埋める作戦」を着々と進めており、その手始めが、先に述べた市民投票条例であり、次の「ターゲット」になっているのが、現在大問題になっている、市民とはあまり関係が無いように見える、この「議会基本条例」である。議会基本条例の中で「市民の制限」を「日本国籍を有する者」と明確にしなければ、今後、外国人に関わる議案が提出された場合、国籍の取り扱いで、常に議会が紛糾することになる。そして、近い将来、外国人が母国政府と連携し、日本の地方自治体を利用して内政干渉し、内外から日本の政治が混乱させられることとなります。このことは、既に始まっており、その代表例が「従軍慰安婦決議」です。我孫子市では、既に市民投票条例で、国民主権国家の一角が崩されています。議員の皆さん、目を覚まして下さい！！</p>	市民の定義	

29-1	意見	<p>法律に照らせば、市民の中で、議会参加資格者(政治参加資格者)を制限する必要があるので、条文として、以下の文言を加筆すべきである。</p> <p>議会参加資格者:議会参加資格者は、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。</p>	市民の定義
	理由	<p>1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのが、概ね20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。</p> <p>2. 市民を「日本国籍を有する者」と制限する理由。</p> <p>①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させることが、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、明白である。“歴史に学ぶ”などとよく言いますが“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ「多文化共生」などという甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。今の世界の民族紛争を見て下さい！日本も、あぁなっていないんですか？</p> <p>②議会参加(政治参加)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、法律を確信的に無視し「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真っ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真っ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。</p> <p>③国籍は、市民の義務や情緒と同格に捉えるべき事項ではない。人権、平和などを叫ぶ人々は、外国人に参政権を与えてもよい理由に、納税をしているとよく言いますが、これは、外国人が、日本のソフト、ハードの公共財を使用するための納税義務であり、また、長く住んでいる、日本に馴染んでいる、人権侵害、可哀そうなどと言いますが、それは、国籍を、これらの義務や情緒と同格に捉えた議論です。国籍は、市民の義務や情緒とは「全く次元の異なる」事項です。国籍が異なるということは、それぞれの国民のよって立つ土台が異なるということです。そしてその土台の根幹に国家があり、国家は、常に、国民の生命、安全、財産を守る義務があります。議員は、国家を統治する代表であり、地方議員と言えども、公的立場で国家を動かす権利を持っています。だから、外国人が地方議会で議会参加(政治参加)をすれば、それは、日本統治の根幹に、外国人が口を出すことであり「日本の内政干渉」をすることです。これでは、日本は「国民主権の国家」とは言えません。情緒に走ってはいけません。後世に禍根を残さないためにも！！</p> <p>④憲法、地方自治法を無視してまで、日本国民と外国人との立場を明確にしないのは、不可解な力が働いているとしか考えられません。したがって、議会参加できる「市民の制限」を明確にさせない勢力は、我孫子市のためではなく、他の目的で行動しているとしか思われぬ。これは、我孫子市だけではなく、日本中の自治体で起こっている。既に、制定されている我孫子市市民投票条例では「市民の制限」を投票資格者という条項で、地方分権一括法を拡大解釈し、法律を確信的に無視して「満18歳以上の、日本国籍を有する者と永住外国人」としています。外国人に、法律を確信的に無視し、参政権を与えようとする集団は「参政権の外堀を埋める作戦」を着々と進めており、その手始めが、先に述べた市民投票条例であり、次の「ターゲット」になっているのが、現在大問題になっている、市民とはあまり関係が無いように見える、この「議会基本条例」である。議会基本条例の中で「市民の制限」を「日本国籍を有する者」と明確にしなければ、今後、外国人に関わる議案が提出された場合、国籍の取り扱いで、常に議会が紛糾することになる。そして、近い将来、外国人が母国政府と連携し、日本の地方自治体を利用して内政干渉し、内外から日本の政治が混乱させられることとなります。このことは、既に始まっており、その代表例が「従軍慰安婦決議」です。我孫子市では、既に市民投票条例で、国民主権国家の一角が崩されています。議員の皆さん、目を覚まして下さい！！</p>	市民の定義

30-1	意見	<p>条文として、以下の『』内に示す文言を追加すべきである。 『市民の定義：市民とは、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。』</p>	市民の定義	
	理由	<p>1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのは概ね、20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。 2. 市民を、日本国籍を有する者と限定する理由。 ①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させるということは、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、日を見るよりも明らかです。“歴史に学べ”、などとよく言いますが、“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ、「多文化共生」などという甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には住んでいる国ではなく、彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。 ②議会参加(参政権取得)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣になれ、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真っ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真っ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。 ③国籍を市民の義務や情緒と同格に捉えてはいけません。人権、平和などを叫ぶ人々は、外国人に参政権を与えてもよい理由に、納税をしているとよく言いますが、これは、外国人が、日本のソフト、ハードの公共財を使用するための納税義務であり、また、長く住んでいる、日本に馴染んでいる、人権侵害、可哀そうなどと言いますが、それは、国籍を、義務や、情緒と同格に捉えた議論です。国籍は、市民の義務や情緒とは「全く次元の異なる」事項です。国籍が異なるということは、それぞれの国民のよって立つ土台が異なるということです。そしてその土台の根幹に国家があり、国家は、常に、国民の生命、安全、財産を守る義務があります。議員は、国家を統治する代表であり、地方議員と言えども、公的立場で国家を動かす権利を持っています。だから、外国人が地方議会で議会参加(政治参加)をすれば、それは、日本統治の根幹に、外国人が口を出すことであり、「日本の内政干渉」をすることです。これでは、日本は「主権国家」とは言えません。情緒に走ってはいけません。後世に禍根を残さないためにも！！ ④憲法、地方自治法を無視してまで、日本国民と外国人との立場を明確にしないのは、不可解な力が働いているとしか考えられません。したがって、「市民の定義」を明確にさせない勢力は、我孫子市のためではなく、他の目的で、行動しているとしか思われぬ。これは、我孫子市だけではなく、日本中の自治体で起こっている。既に、制定されている我孫子市市民投票条例では、「市民の定義」を投票資格者という条項で「満18歳以上の、日本国籍を有する者と永住外国人」としています。外国人に、参政権を与えようとする集団は、「参政権の外堀を埋める作戦」を着々と進めており、その手始めが、先に述べた市民投票条例であり、次の「ターゲット」になっているのが、市民とはあまり関係が無いように見える「議会基本条例」であります。議会基本条例の中で、「市民の定義」を「日本国籍を有する者」と明確にしなければ、今後、外国人に関わる議案が提出された場合、国籍の取り扱いで、常に議会が紛糾することになる。そして、近い将来、外国人が母国政府と連携し、日本の地方自治体を利用して日本の内政干渉をし出すことが目に見えています。これは、既に始まっており、その代表例は「従軍慰安婦決議」です。我孫子市では、既に市民投票条例で、主権国家の一角が崩されています。議員の皆さん、目を覚まして下さい！！</p>	市民の定義	

85-3	意見	<p>条文として、以下の『』内に示す文言を追加すべきである。 『市民の定義：市民とは、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。』</p>	市民の定義	
	理由	<p>1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのは概ね、20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。 2. 市民を、日本国籍を有する者と限定する理由。 ①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させるということは、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、日を見るよりも明らかです。“歴史に学べ”、などとよく言いますが、“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ、「多文化共生」などという甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には住んでいる国ではなく、彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。 ②議会参加(参政権取得)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣になれ、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真っ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真っ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。 ③国籍を市民の義務や情緒と同格に捉えてはいけません。人権、平和などを叫ぶ人々は、外国人に参政権を与えてもよい理由に、納税をしているとよく言いますが、これは、外国人が、日本のソフト、ハードの公共財を使用するための納税義務であり、また、長く住んでいる、日本に馴染んでいる、人権侵害、可哀そうなどと言いますが、それは、国籍を、義務や、情緒と同格に捉えた議論です。国籍は、市民の義務や情緒とは「全く次元の異なる」事項です。国籍が異なるということは、それぞれの国民のよって立つ土台が異なるということです。そしてその土台の根幹に国家があり、国家は、常に、国民の生命、安全、財産を守る義務があります。議員は、国家を統治する代表であり、地方議員と言えども、公的立場で国家を動かす権利を持っています。だから、外国人が地方議会で議会参加(政治参加)をすれば、それは、日本統治の根幹に、外国人が口を出すことであり、「日本の内政干渉」をすることです。これでは、日本は「主権国家」とは言えません。情緒に走ってはいけません。後世に禍根を残さないためにも！！ ④憲法、地方自治法を無視してまで、日本国民と外国人との立場を明確にしないのは、不可解な力が働いているとしか考えられません。したがって、「市民の定義」を明確にさせない勢力は、我孫子市のためではなく、他の目的で、行動しているとしか思われぬ。これは、我孫子市だけではなく、日本中の自治体で起こっている。既に、制定されている我孫子市市民投票条例では、「市民の定義」を投票資格者という条項で「満18歳以上の、日本国籍を有する者と永住外国人」としています。外国人に、参政権を与えようとする集団は、「参政権の外堀を埋める作戦」を着々と進めており、その手始めが、先に述べた市民投票条例であり、次の「ターゲット」になっているのが、市民とはあまり関係が無いように見える「議会基本条例」であります。議会基本条例の中で、「市民の定義」を「日本国籍を有する者」と明確にしなければ、今後、外国人に関わる議案が提出された場合、国籍の取り扱いで、常に議会が紛糾することになる。そして、近い将来、外国人が母国政府と連携し、日本の地方自治体を利用して日本の内政干渉をし出すことが目に見えています。これは、既に始まっており、その代表例は「従軍慰安婦決議」です。我孫子市では、既に市民投票条例で、主権国家の一角が崩されています。議員の皆さん、目を覚まして下さい！！</p>	市民の定義	

52 以下53まで提出された意見の文章は同じ内容です(2件)	意見	法律に照らせば、市民の中で、議会参加資格者(政治参加資格者)を制限する必要があるので、条文として、以下の文言を加筆すべきである。 議会参加資格者:議会参加資格者は、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。	市民の定義
	理由	1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのが、概ね20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。 2. 市民を「日本国籍を有する者」と制限する理由。 ①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させることが、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、明白である。“歴史に学ぶ”などとよく言いますが“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ「多文化共生」などという甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。今の世界の民族紛争を見て下さい！日本も、ああなっているんですか？ ②議会参加(政治参加)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、法律を確信的に無視し「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真つ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真つ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。	市民の定義
53	意見	法律に照らせば、市民の中で、議会参加資格者(政治参加資格者)を制限する必要があるので、条文として、以下の文言を加筆すべきである。 議会参加資格者:議会参加資格者は、満20歳以上の、日本国籍を有する我孫子市住民を言う。	市民の定義
	理由	1. 年齢制限は、人間に分別が備わるのが、概ね20歳前後とする参政権に倣った制限とすべきである。 2. 市民を「日本国籍を有する者」と制限する理由。 ①人間は、我々が考える程、高等な生き物ではありません。日本に居住する大半の外国人の母国は、日本に対し、常軌を逸した挑発行為を繰り返しています。このような国々の国民に、地方の政治であっても参加させることが、彼らの母国との紛争を引き起こす要因になることは、明白である。“歴史に学ぶ”などとよく言いますが“学べないのが人間の愚かさ”です。だからこそ「多文化共生」などという甘言に騙されず、人間の愚かさを踏まえた対応、即ち、たとえ地方政治でも、外国人に参加させないことが、彼らの母国との紛争要因を作らない一つの方法なのです。それは、外国人の生命財産を守るのは、第一義的には彼らの母国だからです。その証拠に、中国も韓国も一旦ことが起これば、在外国民は、現地で母国のために血を流すことになっています。今の世界の民族紛争を見て下さい！日本も、ああなっているんですか？ ②議会参加(政治参加)したければ、正攻法で、権利を取得すべきである。既に、市民投票条例では、法律を確信的に無視し「永住外国人に、投票資格として市政参加資格」が与えられてしまいました。永住外国人は、明らかに外国人であり、その多くは、大戦後GHQの強制帰国命令を守らず日本に居残った人々とその末裔であり、戦後のどさくさで密入国してきた人々とその末裔であると言われています。永住外国人が、日本の政治に参加したいのであれば、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、日本の正規の手続きを踏んで、日本の国籍を取得し、晴れて政治参加すべきです。そのような努力もせず、税金を払っている、長く住んでいる、人権侵害などと言い募って、地方参政権や住民投票権や議会参加資格が欲しいなどというのは、真つ当な生き方ではありません。密入国や犯罪を犯した人は、簡単には国籍取得は困難でしょう。世代を超えての努力が必要かもしれません。その努力をするのが真つ当な生き方ではないでしょうか。晴れて善良な仲間となるよう期待しましょう。	市民の定義

6-1 以下88まで提出された意見の文章は同じ内容です(33件)	意見	条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。	市民の定義
	理由	地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。 1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。 2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。 3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。	市民の定義
16-9	意見	条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。	市民の定義
	理由	地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。 1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。 2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。 3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。	市民の定義

32-1	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
33-1	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

34-1	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
35-1	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

36-8	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
37-8	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

42-8	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
44	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

48	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう修正するか、それが出来ないのなら廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条（日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権）を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
49	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条（日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権）を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

50	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条（日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権）を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
51	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条（日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権）を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

54	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条（日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権）を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
55	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条（日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権）を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

56	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
57	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

58	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
59	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

60	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクレーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
61	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクレーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

62	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
63	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

64	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
65	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

66	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
67	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

68	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
69	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

70	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義
86-1	意見	<p>条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。</p>	市民の定義
	理由	<p>地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。</p> <p>1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。</p> <p>2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マククリーン事件)があるので、これにも違反する。</p> <p>3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。</p>	市民の定義

88	意見	条文から“外国人を含む意味”のある「市民」を全て削除し、各々精査して「選挙民」、「日本国民たる住民」、「住民」と適切な表現になるよう書き換えるか、廃案にすべきである。但し「住民」の使用は地方自治法第11～13条(日本国民固有の権利である選挙権、条例の制定改廃、事務監査請求権、議会の解散、首長、議員の解職請求及び住民投票権)を損なわない場合にのみ限定すること。	市民の定義
	理由	地方自治法第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。2. 住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。 1. 「市民」とは市「の住民」であり、「住民」とは上記の地方自治法10条により外国人も含む。議会基本条例(案)では“前文 市民(日本人と外国人)から選挙で選ばれた…”第2条 市民(日本人と外国人)を代表する議事機関として…”第3条4項 自らの議会活動について市民(日本人と外国人)に対して説明責任を果す…”第7条 議会は、市民(日本人と外国人)の意思を代表する合議制の機関として…”etcとなる。地方自治法11～13条 日本国民固有の権利、参政権の侵害となり、憲法違反の恐れがある。しかし外国人参政権付与が成立した時、何ら修正する事なく使える恐ろしい条例となる。 2. 「市民」の使用は、“外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)があるので、これにも違反する。 3. 多種多様な人々の意味を持つ「市民」の使用は、一般市民が惑わされて条文の意図するところに対して思考停止状態になる可能性がある。	市民の定義
8	意見	議会基本条例案は「我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに」という書き出しで始まっているが、「市民」の定義を「国政選挙権を有する市民」とする。以下、条例案の「市民」について全てそうする。	市民の定義
	理由	既に我孫子市で成立している「市民投票制度」の条文では、投票資格を「投票資格を有する方は、満18歳以上の日本人と永住外国人で、それぞれ引き続き3カ月以上、我孫子市の住民基本台帳に記録されている方です。」としている。既に施行されている条例で「市民」の定義を満18歳以上としているため、これから作成される条例にもこの定義が適用されることになる。つまり、20歳未満18歳以上でも我孫子市議会議員や市長の選挙権を有するとの条文になってしまい、現在の日本の選挙法に明確に抵触している。従って、「国政選挙権を有する市民」とすれば、法律に抵触しない。	市民の定義
9	意見	条文から“外国人を含む意味”のある「市民」をすべて削除して地方自治法で使用している「日本国民たる住民」「住民」に書き換えるべきである。	市民の定義
	理由	自治権は「日本国民にあること」を譲るべきではない。もちろん、外国人が日本国籍を取得して自治権を行使されることは歓迎である。	市民の定義

10	意見	条文から「外国人を含む意味」のある「市民」全てを削除し、各々精査して地方自治法で使用している「日本国民たる住民」、「住民」に書き換えないと、憲法違反の恐れがあり廃案にすべきである。	市民の定義
	理由	”外国人には「我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められません”という最高裁の判決(マクリーン事件)がある。	市民の定義
12-1	意見	議会改革特別委員会の各委員で解釈の異なる「市民」という言葉が全文に使用されており地方自治法第11条から13条に権利として保障された日本国民たる住民の権利を侵害する恐れがあります。将来その解釈で混乱が起きる事は必至です。市民と表現されている部分の全面修正又はこの議会基本条例そのものを廃案にすべきと考えます。	市民の定義
	理由	(1)2月16日の市民説明会において、個の市民の定義について質問があったが委員長の回答の中に“市民の定義をすともめる”との発言があった。最初から問題先送り、条例の早期成立ありきの姿勢がうかがえた。問題の先送りをせずに市民の定義をすべきと考える。 (2)4月9日の委員会において定義をしない理由として(イ)市民に責任を課すものではない。(ロ)市民の一般的解釈で可。(ハ)固定化を避けるとの委員及び委員長の発言があったが、このいずれもが納得の行く理由となっていない。 ・“責任を課すものではないから定義は要らない”とのことは理由にならない。問題のすり替えである。 ・後述するように各委員の“市民の一般的解釈”はマチマチで同じ解釈ではない。差が大きすぎる。後日その解釈でもめること必至。 ・定義をして“解釈の固定化をするのが悪い”との事だが、そもそも条例はあいまいな解釈が起きないようにするのが当然で、解釈は可能な限り固定化すべきと考える。 (3)9月1日の議員全員協議会で議員より“市民の定義”について質問があり9月19日の委員会でこの件が討議されたが、各委員の市民の解釈がマチマチで“市民の一般的解釈で可”とする前々回の委員会の意見が根本から否定された。日本国籍に限定する意見と外国人も含む意見の両極端となった。定義を明確にしないと後日その解釈でもめること必至。	市民の定義
12-2	意見	この議会基本条例(案)は地方自治法第11条、12条及び13条に定められた日本国民たる住民の権利を著しく侵害しており、市民と表現されている部分の全面修正又はこの議会基本条例そのものを廃案にすべきと考えます。	市民の定義
	理由	(1)地方自治法10条で住民の解釈は一般的に日本国民以外に外国籍の住民も含むものと解釈される。(市に住む者＝住民＝市民) (2)地方自治法第11条、第12条及び第13条は日本国民の固有の権利であり外国籍の住民にはその権利が与えられていない。それにもかかわらず市民(住民)という表現でわざと意図的に曖昧にしている(議会改革特別委員会の過去の討議で明白)のは外国籍の市民(住民)も含むと解釈され、地方自治法第11条から13条に抵触する。 (3)外国籍の住民の意見が必要な時は、生活の為のインフラ等、市政、議会に関係のないものに限定し、別途意見を収集する機会を作ればよい。(外国籍の住民には参政権は無い。)	市民の定義

13-1	意見	文中にある、「市民」の定義を明確にし「我孫子市内在住の有権者」とするようにする必要があると思います。	市民の定義
	理由	条例案の文言の中に多く「市民」という言葉が出てきています。その中で、公聴会や意見募集といった部分においては、そこに参加できる「市民」の定義を明確にしておく必要があると考えます。市議会議員は当然のことながら選挙によって選出されます。市の行政に関わる事案を決定するために意見を求めるのなら、広義の意味合いである「市民」(在住者のみならず在勤者まで含むような解釈)ではなく、「有権者である我孫子市民」と明確に線引きを行ない、我孫子市議会の尊厳を維持し「我孫子市民のための市議会」であることを、条例によって明確に位置づける必要があると考えます。	市民の定義
14	意見	議会基本条例には反対です。	市民の定義
	理由	市民の定義がないので、反日外国人やプロ市民にいいようにされてしまう危険性がある。基本条例が最高規範になっているので、これでなんでも決められてしまう。選挙で選ばれた日本国民である議員ではなくある特定の意図を持ったプロ市民たちによってなんでもできることになってしまう。	市民の定義
15-1	意見	「市民の定義を明確に」 前文を始め随所に「市民」という語句が使われているが、市民の中から議会参加資格者を限定する必要があり、以下の「」内に示す文言を追加されたい。 「議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする」	市民の定義
	理由	市議会の設置は憲法、地方自治法で認められた日本国民固有の権利である。一方、本条例(案)は「市民に開かれた議会」「議会への市民参加の拡大(地方自治法に抵触?)」を強調している。外国人は日本よりも祖国により強く忠誠を誓う集団だから制限があってもよい。故に「市民とは日本国民たる我孫子市在住の住民を云う」との見解を示す文言を記載されたい。	市民の定義
18-1	意見	市民の定義がないので市在住の外国人も含まれると解釈出来る	市民の定義
	理由	地方自治法第10条参照	市民の定義
19-1	意見	本条例(案)で多用されている「市民」の定義付けを実施し、条例の明記頂きたい。	市民の定義
	理由	本条例(案)が我孫子市議会の「最高規範」と位置付けられる以上、地方自治法など関連する各種法規と完全な整合性が図られなければならない。地方自治法では「市民」という言葉は使用されていないため、本条例における我孫子市民の対象・範囲を明確に規定すべきと考える。	市民の定義

19-2	意見	本条例(案)で多用されている「市民」の定義は、「我孫子市の住民」という解釈で間違いないか、明確に御回答頂きたい。	市民の定義
	理由	「市町村民税」、「市民税」などの住民税の納税対象者から類推すると、「市民」は一般的には「市の住民」と解釈される。地方自治法における「住民」は、第二章第十条により、以下の通り規定されている。「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」「市民」の定義が「我孫子市の住民」という解釈で間違いないという場合、以上の地方自治法の規定に従い、「市民」には我孫子市内に住所を有する外国人なども含まれることになるため、同じ我孫子市民として、この点をはっきりと理解しておきたい。	市民の定義
19-3	意見	本条例(案)で多用されている「市民」の定義が「我孫子市の住民」という解釈で間違いないという場合、「市民」という言葉を全て削除し、各々の条項を今一度精査・議論の上、「日本国民たる住民」、「外国人」、「住民」など、我孫子市民の対象・範囲を明確にした表現に置き換えて頂きたい。また、仮に「市民」の定義付け、もしくは表現の置き換えを実施する予定がないという場合は、本条例(案)そのものを廃案にして頂きたい。	市民の定義
	理由	我孫子市議会の議員は、「我孫子市内に住所を有する日本国民たる住民」から選挙により選ばれており、日本国憲法・地方自治法にも明記されている通り、これらの選挙への参与は、日本国民にのみ認められた国民固有の権利である。したがって、我孫子市議会は「日本国民たる住民」の信託を受け我孫子市の代表機関を構成していることは明らかであり、その活動・運営において「外国人」など他の住民の意思を反映することになる「市民(我孫子市の住民)」の表現は、間接的な参政権の侵害となり憲法違反の恐れがあり、日本国民として許容することは出来ない。原則として、「市民」は全て「日本国民たる住民」に置き換えることが適切と考えている。「外国人」など日本国民以外の住民は、納税などその負担の分任と引き換えに普通地方公共団体の役務を受ける権利は有するものの、選挙への参与権を持たない以上、議会の活動・運営にその意思を反映する様な条例は設けるべきではない。	市民の定義
21	意見	条文に「市民」とある部分は、全て地方自治法で使用している「日本国民たる住民」「住民」に置きかえるべきだと思います。市民というのは市の住民であり、住民とは地方自治法10条により外国人も含まれます。「日本国民たる住民」「住民」を使わず、あえて「市民」という言葉を使っているのは、将来の外国人参政権付与を想定してのことと思わざるを得ません。あいまいで、一般人を惑わす「市民」という言葉は使うべきではないと思います。	市民の定義
	理由	外国人には「我が国の政治的思想決定またはその実施に影響を及ぼす」ような政治活動は認められない、という最高裁の判決があると聞いています。あえて条文に「市民」というあいまいな言葉を使い、その結果将来、外国人に参政権を付与することが可能になれば、上記判決に違反することになります。外国人を排斥したいわけではありません。が、一日本国民として、自治権が日本国民にあることは譲るべきではないと思います。	市民の定義

22-1	意見	条例(案)の前文及び各章に多用されている「市民」の文言は、日本国籍を持たない外国人や住民以外の通勤・通学者をも含むと解釈し得るため、日本国民たる普通地方公共団体(本事案の場合我孫子市)の住民の選挙参与及び条例制定・改廃の権利に基づくと考えられる本事案の用例はふさわしくない(外国人や住民以外の通勤・通学者も日本国民たる我孫子市の住民と同等に権利行使できると解釈される)。よって「市民」の語が使用されている箇所を、文意文脈に基づき「日本国民たる我孫子市の住民」「住民」「選挙民」等の語に変更すべきである。さもなければ今回の条例(案)は憲法の国民主権の原則や地方自治法に背反するので廃案とすべきである。	市民の定義
	理由	条例(案)中の「市民」については条文でその定義が規定されておらず、通常の用法からすれば本事案の場合、「我孫子市の住民」を意味する。「住民」の語は、地方自治法第十条の「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」とあり、日本国籍を持たない外国人や住民以外の通勤・通学者をも含むと解釈し得る。そして同法の第十一条から十三条にかけて選挙参与及び条例制定・改廃の権利については特に「日本国民たる普通地方公共団体の住民」と規定し、国籍を持たない住民や非住民を除外している。日本国民たる我孫子市の住民の選挙権に基づく議会に関する最上位の条例に於いて、この原則に背反する解釈を誘発する「市民」の語の使用は、日本国民たる我孫子市の住民の権利の侵害につながり、認められない。	市民の定義
23	意見	この条例には、日本国籍を有する市民と入れない限り、いらぬ。不要である。	市民の定義
	理由	今、日本は移民の問題も出てきて、外国人がふえてきつつある。だからこそ、自分の国の自治は自分達で守る必要があり、これは、必ず譲ってはならない。この条例には日本国籍を有する市民という言葉が入っておらず、外国人も市政に参加できる。意見を言える機会が与えられれば、どんどん自分達の意志が議会に反映される。これをどんどん拡大していくと、外国人にも参政権を与えることにつながる。	市民の定義
26-1	意見	基本条例(案)で使用されている「市民」の定義が不明確である。	市民の定義
	理由	「市民」の中には外国人が含まれる可能性がある。参政権は日本国民たる市民に限定すべきである。	市民の定義

1-1	意見	条例文のいたるところに、「市民に開かれた議会」「議会への市民参加」という文言をちりばめており、政治づいた退職教師・会社員・市民活動家(いわゆる「プロ市民活動家」)を議会に参加させる仕組みになっている。これは問題である。	市民参加
	理由	この仕組みは、プロ市民が議員と同じテーブルで議論できることを意味する。議員軽視や議員不要論に発展する道を開くことになる。「議員」の意味がなくなるのではないのでしょうか。	市民参加
3-2	意見	第一条及び第二条(1)項にある「市民に開かれた」という箇所は削除されるべきである。	市民参加
	理由	それが「全市民に開かれた」という意味なら、既に選挙を通じて有権者の付託を受けた議員の集まりが存在するという現実がそれを満たしており、「一部の市民に開かれた」という意味なら言語道断である。代表による議会制度から見て無意味な表現である。	市民参加
3-4	意見	第九条(4)の「市民参加」は意味不明なのでその項の削除を求める。	市民参加
	理由	本条例のどこにも「市民」は定義されておらず、「市民」の議会への「参加」の内容についても定義されていない。その様な曖昧な条文は百害あって一利無しと考える。	市民参加
6-2 以下87-1まで提出された意見の文章は同じ内容です(30件)	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

16-10	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
32-2	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
33-2	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

34-2	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
35-2	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
36-9	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

37-9	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
38-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
39-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

40-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
41	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
42-9	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

43-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
71-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
72-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

73-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
74-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
75-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

76-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
77-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方自治法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
78-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

79-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
80-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
81-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

82-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
83-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
84-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加

85-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加	
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方自治法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加	
87-1	意見	法律上、市民の中から、議会参加(政治参加)資格者を限定する必要がある、条文として、以下の「」内に示す文言を追加すべきである。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、地方自治法などの法律に基づき、満20歳以上の、日本国民たる我孫子市住民とする。」	市民参加	
	理由	1. 市民投票条例では、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格を付与すべき市民を限定し、法律を無視して、永住外国人にまで投票資格を与えてしまいました。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者の明確な市民限定をしておかなければ、今後、市民投票条例の市民の投票資格者を振りかざされ、永住外国人の問題で議会は、混乱すること必定である。 2. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 3. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。 4. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加	

17	意見	永住外国人の、母国との紛争の種を撒かないためにも、たとえ地方政治であっても、外国人に政治参加させるべきではない。国家間のけじめを明確にしておかなければ、後世に必ず禍根を残してしまう。法律では、地方政治であっても、政治参加(議会参加)出来る者を限定している。したがって以下の「」内に示す文言を、条文として追加すべき。 「議会参加資格者:議会参加資格者は、満20歳以上の、我孫子市在住の日本国民とする。」	市民参加
	理由	1. 市民投票条例では、法律を無視して、既に「18歳以上の日本国民と永住外国人」と、投票資格者を限定し、永住外国人にまで投票資格を与えてしまった。このことから、議会基本条例において、議会参加資格者を「日本国民」と明確に限定しておかなければ、今後、色々な場面で、市民投票条例の前提を振りかざされ、議会が混乱すること必定である。 2. 日本では、外国人が永住者になるのは比較的容易なため、永住者に政治参加資格を与えれば、ある目的を持った外国人が日本の永住者になり、政治参加して、その目的を合法的に果たすことが出来るようになってしまう。即ち、本議会基本条例で、議会参加資格者を明確に「日本国民に限定」しなければある目的を持った永住外国人達が、その目的に沿って動く市議会議員と結託して我孫子市議会を牛耳れることになり、これが前例になり、日本全国に拡散すれば、日本は、大混乱に陥り、現在の、中国やウクライナなどのような民族紛争が起こること必定である。これでは国民主権はなくなり、将来、日本国家は崩壊します。心ある議員の皆さん！こんなことでいいんですか？この国は、今ここに生きる我々だけのものではありませんよ！ 3. 日本で政治参加できるのは、地方分権一括法を含む法律上、日本国民固有の権利である。 4. 国籍は、市民の納税義務や、可哀そう、いい人達だからなどの情緒とは「全く次元の異なる」事項である。国籍条項を無視した条例を制定すれば、日本は最早「国民主権の国家」ではなくなってしまう。既に、永住外国人は、母国の国々と一体となって、我が国に対し彼等の処遇について、必要以上の内政干渉をしているのが実情である。ここに、地方参政権を与えれば、内政干渉はさらにエスカレートすること必定である。 5. 外国人が、日本の政治に参加したければ、日本を愛し、日本の習慣に馴染み、正規の手続きを踏んで、善良な日本人として日本国籍を取得し、しかる後に、政治参加するのが人間として真っ当な生き方である。違法入国や犯罪を犯した外国人は、日本国籍取得は困難でしょう。しかし、それをやり抜く努力をするのが大切である。	市民参加
26-2	意見	第5条で「公聴会や参考人制度を積極的に活用」と定めているが、これは基本条例(案)で定めるべき基本事項ではない。	公聴会・参考人制度 (市民参加)
	理由	公聴会や参考人制度自体の運用には、特定の活動家に組みする危険があり過ぎる。	公聴会・参考人制度 (市民参加)
3-3	意見	第三条(2)の「市民との意見交換会」の削除を求める。	市民参加
	理由	既に選挙で選ばれたことを通じて多くの住民の付託を背負っている議員とそれぞれが一介の選挙民又はそれ以外の「市民」から構成される集まりとが、対等の立場で「意見交換」をするというのは議員を侮辱するものであり、憲法及び地方自治法に基づく代表による議会制度の趣旨に大いに反するものである。	市民参加

1-2	意見	条例案は、「議会における最高規範」とであると明記して、「他の条例・規則等の制定・改廃はこの条例と整合性を持たせる」と書いている。又、新人議員にはこの条例に違反しないよう研修・宣誓・署名させるとしている。なぜ、これが最高規範になるのかよく分からない。また、新人議員にこのようなことを強制することには反対である。	最高規範
	理由	「最高規範」と位置づけることは憲法・地方自治法違反ではないでしょうか。又、新人議員にこのように宣誓、署名させることはやりすぎではないでしょうか。本来、自由であるべきです。	最高規範
2-1 以下47-1まで提出された意見の文章は同じ内容です(10件)	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例(案)」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
16-2	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例(案)」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
27-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例(案)」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範

31-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらの文言をすべて削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例（案）」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この重要な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
36-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例（案）」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
37-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例（案）」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
42-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例（案）」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範

45-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例(案)」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
46-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があり、例えば、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例(案)」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範
47-1	意見	「最高規範」の文言を削除すべきである。前文の中に「議会における最高規範」という文言がある。更に、第23条には最高規範性について「条例、規則等の制定、改廃の際には、本条例に定める事項との整合を図らねばならない」と補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示す如く「憲法・地方自治法」違反であり、これらを全面削除すべきである。	最高規範
	理由	日本国憲法第94条は、「地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している。更に、地方自治法には「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」などの詳細な規定があつて、第99条第1項には、議会の権限として、「独任制の市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」、また、同2項には「意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」としているが、当該「条例(案)」では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この大事な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば、日本の法体系からの逸脱であり、これは明らかに憲法違反である。故に、「最高規範」の文言及び「最高規範性」の規定を削除すべきである。	最高規範

3-5	意見	第二十三条は本条例を「最高規範」とする内容であり削除を求める。更に第十四条(3)は、その様な内容を含む本条例の「学習、体得」を全ての議員に義務付けるもので不適切であり併せて削除を求める。	最高規範
	理由	言うまでも無く、市議会が制定する全ての条例は憲法及び地方自治法を法源とするものであり、それら以外のものが「最高規範」になることは有り得ないという常識に基づくものである。その様な条例の「学習、体得」を議員諸氏の求めるのは論外である。	最高規範
4-2 以下87-2まで提出された意見の文章は同じ内容です(34件)	意見	前文及び第23条にある、以下の文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 本基本条例は、議会の基本となる条例であるから、議会で決定する全ての条例などの下敷きとして適用されることになり、「最高規範」なる文言を加えなくとも「最高規範性」を担保し得る条例と位置付けられる。したがって、屋上屋を重ねた「最高規範」なる文言は、削除すべきである。 2. むしろ「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の市町村の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと呆れるばかりの議会基本条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
6-4	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
16-8	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

28-2	意見	前文及び第23条にある、以下の文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 本基本条例は、議会の基本となる条例であるから、議会で決定する全ての条例などの下敷きとして適用されることになり、「最高規範」なる文言を加えなくとも「最高規範性」を担保し得る条例と位置付けられる。したがって、屋上屋を重ねた「最高規範」なる文言は、削除すべきである。 2. むしろ「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の市町村の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと呆れるばかりの議会基本条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
29-2	意見	前文及び第23条にある、以下の文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 本基本条例は、議会の基本となる条例であるから、議会で決定する全ての条例などの下敷きとして適用されることになり、「最高規範」なる文言を加えなくとも「最高規範性」を担保し得る条例と位置付けられる。したがって、屋上屋を重ねた「最高規範」なる文言は、削除すべきである。 2. むしろ「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の市町村の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと呆れるばかりの議会基本条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
30-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内に示す文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	本基本条例は、議会の基本となる条例であるから、議会で決定する全ての条例などの下敷きとして適用されることになり、「最高規範」なる文言を加えなくとも、最高規範となり得る条例と位置付けられる。したがって、屋上屋を重ねた「最高規範」なる文言は、削除すべきである。むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に曲解される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の市町村の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」と呆れる条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
32-4	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

33-4	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
34-4	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
35-4	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
36-7	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

37-7	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
38-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
39-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
40-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

42-7	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
43-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
71-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
72-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

73-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
74-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
75-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
76-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

77-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
78-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
79-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
80-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

81-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
82-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
83-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
84-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範

85-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
86-2	意見	前文及び第23条にある『最高規範』という文言を削除すること。	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
87-2	意見	前文及び第23条にある、以下の『』内にある文言を削除すること。 [最高規範]	最高規範
	理由	1. 条例に「基本」という文言を入れることにより、全ての「議会条例」の下敷きとなり得るので、議会基本条例は、「最高規範」の文言が無くとも、他の全ての議会条例に対し最高規範性を担保される。したがって、屋上屋を重ねて「最高規範」を入れる必要はない。 2. むしろ、「最高規範」なる文言を入れることにより、法令と同等以上の条例と恣意的に悪用される恐れがあるので、削除すべきである。現に、他の自治体の中で、地方分権一括法の趣旨を拡大解釈し「最高規範」の文言を入れて、「日本国憲法及び法律などの条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」などと、とんでもない呆れた条例を制定した自治体(栗山町)もある。	最高規範
12-3	意見	前文と第23条に“議会における最高規範”と記述されているが、将来の誤解と混乱を避けるために“日本国憲法と地方自治法のもとに”の文言を挿入し、更なる明確化を図るべきだと思います。逐条解説では市民が見る事が少なく、本文に入れて市民の無用な誤解と混乱を避けるべきと思料します。	最高規範
	理由	(1)9月1日の議員全員協議会でもこの件につき議員から質問があったという事は市民はもっと誤解します。 (2)9月19日の委員会では各委員全員が当然日本国憲法と地方自治法のもとにあるとの意見でした。意見が同じであるならば将来の誤解と混乱を避ける為に本文に記述するべきだと思います。 (3)委員が我々の理解は日本国憲法のもとだと言っても、一番知るべき一般市民が誤解するのは委員の独りよがりになってしまいます。	最高規範

15-2	意見	「最高規範」の語句を削除されたい。 前文及び第23条に「議会における最高規範」と言う文言が掲げられ、第23条では補足説明まで加えている。この最高規範の規定は下記理由に示すように憲法・地方自治法違反であり、これらを全面削除されたい。	最高規範
	理由	地方自治法では「住民」「条例及び規則」「議会」「請願」等の詳細な規定があるが、本条例案では、それらに触れている条文は全く見当たらない。この重要な「議会の権限」を意図的に欠落させているのであれば日本の法体系からの逸脱であり、憲法違反である。故に「最高規範の文言」及び「最高規範性」の規定を削除願いたい。	最高規範
18-2	意見	最高規範の文言を削除すべし	最高規範
	理由	憲法、地方自治法違反である	最高規範
22-2	意見	前文及び第23条に使用されている「最高規範」は誤解を生みやすい不適切な文言なので、全文の「議会における最高規範として」と第23条そのものを除くべきである。	最高規範
	理由	①「最高規範」の語が本来の意味で用いられるべき法制度は憲法のみである。日本国の法の支配の下にあり、憲法及び地方自治法に準拠すべき本条例(案)は、「最高規範」と称すべきでない(それは比喩的表現であり、憲法や地方自治法を無視し国家から独立した立場で立法行為をなし得る「我孫子市民共和国」的な立法行為が可能だとの誤った市民自治イメージをもたらすおそれがある)。 ②現行の法制度では、条例と条例の間に特別の優劣関係を作ったり、または特定の条例に限って改正することを難しくしたりすることはできないと考えられているからである。 ③地方公共団体の条例・計画ではその分野の最上位のものを「基本条例」「基本計画」と称するのが通例で、取り立てて誤解を生みやすい「最高規範」の語を用いる必要はない。	最高規範

13-2	意見	(条例の位置づけ)第23条 この条例は、議会における最高規範とする。とありますが、それならばもっと内容を充実させる必要があると考えます。	政務活動費・倫理
	理由	昨今の地方議会における問題が露呈している現状を踏まえたとき、この条例を「最高規範」として位置づけるのであれば現在の条例案では内容が希薄であるな、と感じます。特に「政務活動費」「倫理規定」に関してはより詳細な文言を織り込み、条例の拡充を図るため今後も継続的議論を重ねていく必要があると考えます。この2点に関しては、市民の税金・選挙における投票基準の指標という大きな要素に直結するものであります。開かれた議会を目指す以上は、より透明性を求められる事項について明確な基準を条例の文言に織り込むべく、それこそ改めて有権者との意見交換会を行ったり、有権者を含めた第三者機関の見解を確認するなど、より慎重に議論を重ねていく必要があると考えます。条例の施行を闇雲に急ぐのではなく、「どのような条例にするのが、もっとも我孫子市・我孫子市民にとっての公共の利益につながるのか」を念頭に議論が行なわれることを切望いたします。	政務活動費・倫理
22-3	意見	前文第三段階「絶えざる自己変革を」は形式主義的な変革至上主義に基づく議会運営を正当化しかねない文言なので、「時宜に応じた自己変革」「時代の要請に応じた自己変革」といった表現が望ましい。	前文
	理由	制度はよきものは持続させ、不合理な部分や時宜に合わない部分を改めていくべきなので、「継続」と「変革」の双方が大切である。変化だけを追い求める政治は、議員のパフォーマンス的な議会参画を誘発し、変革が自己目的化して政治の不安定性を招くことが危惧されるからである。	前文
2-3 以下47-3まで提出された意見の文章は同じ内容です(10件)	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
16-4	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
27-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条

31-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。議会に不可欠であるこの権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
36-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
37-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
42-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
45-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
46-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
47-3	意見	条例(案)に追加すべき条項① 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、独任制である市長及びその他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと」(関連:地方自治法第99条第1項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第1項には、議会の権能として、市長その他執行機関の事務執行の監視及び評価を行う機能が十分発揮できるよう詳細な規定がある。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条

2-4 以下47-4まで 提出された意見の 文章は同じ内容です (10件)	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
16-5	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
27-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
31-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この重要な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
36-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
37-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
42-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条

45-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
46-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
47-4	意見	条例(案)に追加すべき条項② 第2条(議会活動の原則)の追加項目として、「議会は、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと」(関連:地方自治法第99条2項)を意味する条項を設けること。	第2条
	理由	地方自治法第99条第2項には、議会の権能として、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うことができるよう規定している。この大切な議会の権能を欠落させるような条例(案)になってはならない。	第2条
1-3	意見	「議員定数」の条文では、議会は、公聴会、参考人制度等を活用して市民の意見を聞くこととしているが、地方自治法に規定されている「議員定数を定める際には、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮すること」には一切触れていない。つまり、この条例案の「議員定数」条項は地方自治法規定の解釈に不備がある。	議員定数
	理由	地方自治法に規定されている「議員定数を定める際には、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮すること」には一切触れていない。つまり、この条例案の「議員定数」条項は地方自治法規定の解釈に不備があるといわざるをえない。	議員定数
2-6 以下42-6まで 提出された意見の 文章は同じ内容です (10件)	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数

16-7	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
6-3	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
32-3	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
33-3	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数

34-3	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
35-3	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
36-6	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
37-6	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数

42-6	意見	第21条(議員定数) 議員定数については、本来、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、議会で議論してきめなくてはならない。「議員定数」の条項として、そのことを明確に規定・付加してください。	議員定数
	理由	議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能については、地方自治法に規定された議会の重要な権能であり、それが発揮されない程度まで議員定数を減らしてしまえば、市長と議会による二元代表制が崩壊し、市長の独裁を許すことになる。何故、そのことを危惧するかというのは、「現在の議員定数は多すぎる」「議員定数を減らした方がよい」という意見を多数の市民から耳にするからである。市民の意見も聞くことは必要だが、本来の議会の権能を発揮できるかについても、議会で十分議論するよう規定しておく必要がある。	議員定数
2-5 以下47-5まで 提出された意見 の文章は同じ 内容です (10件)	意見	条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	会派
	理由	会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。	会派
16-6	意見	条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	会派
	理由	会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。	会派
27-5	意見	条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	会派
	理由	会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。	会派

31-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派
36-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派
37-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派
42-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派

45-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派
46-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会運営体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派
47-5	意見	<p>条例(案)に追加すべき条項③ 会派に関して以下のような規定を設けるべきである。 1. 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。 2. 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。 3. 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p>	会派
	理由	<p>会派に関する規定がなければ、これまで積み上げてきた長い議会体験を反故にして、会派なしで議員がばらばらになって好き勝手に活動してよいと受け止められる。それは無いだろうということで、現在の「会派形成の現状」を規定する条文を設けるためである。</p>	会派
1-5	意見	<p>この自治基本条例を制定すれば、外国人地方参政権付与に好都合な地方自治体になってしまう。</p>	制定反対
	理由	<p>我孫子市は日本崩壊の最初の都市となる。日本崩壊の起爆剤であり、引き金になりかねない。我孫子市は、そんなに、恥ずかしい市であったかと、嘲笑されないでしょうか。</p>	制定反対
7	意見	<p>議会基本条例に反対</p>	制定反対
	理由	<p>議会議員軽視から無視に等しいこと。国籍条項がないことは、在日朝鮮人の事実上の政治参加を意味し、何れ日本乗っ取りに道を開くものと危惧いたします。賢明なる貴市がこのような愚挙を行うとは信じ難いことです。どうか、このような制度は廃止して下さい。より良い日本を未来の子供達にのこすことを考えて欲しい。</p>	制定反対

11	意見	我孫子市議会基本条例(案)で外国人(在日韓国人、朝鮮人含む)に議会参加、参政権を付与しようとしています。私は断固反対です。	制定反対
	理由	<p>(1)日本の文化歴史の尊重と世界に冠たる平和国家を守る。 平和で人々が助け合える国は世界でも日本だけではないでしょうか。それが為、優しいが故、戦後70年になっても日本国籍を取らず日本に居ついている朝鮮半島からの人々は、自国籍が良いなら帰国してもらいたいと思っています。日本に住む人々は、日本を良くしたいと思って共存できる人々で構成したいと思っています。</p> <p>(2)日本を取り巻く国際環境の厳しさ 隣国中国は尖閣諸島を自国領と言い張って進出してきております。もし尖閣諸島の所属する石垣市に中国人が大量に移住し、外国人へ参政権を与えた場合、石垣市議会が独立を議決したら労せずして中国は尖閣諸島を中国領に組み込めることになってしまう。韓国人が対馬市議会で大勢を占めることになったら容易に、対馬は韓国領になってしまう。外国人に参政権、議会参加を認めることはナンセンスである。</p> <p>(3)世界に見る国籍の取り扱い 米国でも日本人の子供が米国で生まれた場合、生まれた時点では日本と米国籍の2重国籍を持つが、20歳になった時点でいずれか1か国の国籍を決めねばなりません。在日朝鮮人の方々もいずれか1か国の国籍を選んでもらいたいと思います。もう戦後70年も経過しているのですから。堂々と日本国籍を得てから参政されればなんら問題は発生しないと思います。</p> <p>(4)生活保護の負担の観点から 私が知っている在日20年になるイラン人家族は生活保護で生活しております。国民の汗水流して働き納税した税金で外国人の生活を保護することには、国民全般の納得は得られないと思います。国民の平均所得は250万円(月20万円)の中から税金を納めております。生活保護世帯、母子家庭の収入より収入は少ないのです。</p>	制定反対
16	意見	我孫子市議会基本条例案に反対します	制定反対
	理由	この条例案は、地方自治法を悪用した外国人参政権への容認の第一歩としか考えられません。国は外国人参政権を認めてはおりません。恐らくこの案は、特定イデオロギーの最終目的である外国人参政権と人権擁護法案(日本人の権利はく奪であり、日本人の利益の主張を排除主義、レイシスト、差別など言論弾圧、それに類する判決)にむけての布石になるとしか考えられません。この案を企図している人達はどのような目的で動いているのでしょうか。これでは外国人参政権に繋がる危険な条例としか考えられません。又、議場には国旗が飾られていないと聞いておりますが本当でしょうか。国会においても国旗が飾られております。市議会議員の皆さんにお願いします。どうか我孫子のために良識ある日本国民の皆さんから非難を受けることのないよう熟慮して頑張ってください。	制定反対
20	意見	これは市民の定義が入っておらず、むしろ、外国人を議会にもいろんな形で参加させる為の、外国人参加条例であり、不要です。	制定反対
	理由	この条例を通すと、議会に傍聴人として市民という名の外国人もどんどん入ってきて、意見を述べる事ができ、実質的な外国人参政権の第一歩です。国は参政権を認めていませんから、地方からこれを入れ込み、自治権を日本人と外国人にまたがらせる恐ろしい条例です。我孫子は、国際交流の外国人も、平和会議などに入れて重要な役職につかせ、我孫子市を国際都市へと宣言して実行しています。しかし、市民の意識は、ほとんど何も知らず議員に任せきりで、もしこの条例が通って外国人参加型である事がわかれば次の選挙で厳しい判定を受ける事になります。これは我孫子市民にとって、不要です。	制定反対
24	意見	外国人参政権を付与する議会基本条例を作成には大反対です	制定反対
	理由	犯罪が増え市の安全安心が損なわれる	制定反対

25	意見	本「議会基本条例(案)」に反対する。	制定反対	
	理由	<p>(1)本「議会基本条例(案)」は議会制民主主義を否定する条例である。その幾つかを次に例記する。</p> <p>1)第2条 1)市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>2)第3条 1)二元代表制の代表を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。</p> <p>3)第7条1項 議会は、市民を代表する合議制の機関として、二元代表制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政の発展に取り組まなければならない。</p> <p>4)第23条 この条例は、議会における最高規範とする。</p> <p>(2)本「議会基本条例(案)」に述べられる「市民」についての定義がない。</p> <p>(3)本「議会基本条例(案)」は、議会運営に「市民」の代表を加えると言うものであり、選挙によって選出された代議士による間接民主制を否定し、「市民」と称する代表による直接民主制を導入するものであり、既に直接民主制には問題が多々あることを歴史が示している。</p> <p>(4)今、何故に二元代表制なるものの必要性があるのか理解できない。</p> <p>(5)本「議会基本条例(案)」には「市民に開かれた議会」「透明性」「公平性」「市民に開かれた倫理観」「質の高い会議」など縷々述べられているが、現行の議会運営においてこれ等の問題が存在するのであれば、これ等を糺す努力を行うのが本筋ではないのか。或いは、我孫子市民が選出する代議士には、これ等の改善が期待できないと言うのであれば、市長は市民に向って憂うべき現状を訴えるのが早急に選択する手段と考える。更に或いは、市長すらもがこの任に値しない訳ではあるまいと信じたい。</p> <p>(6)本「議会基本条例(案)」が「最高規範」と定める理由が理解できない。「定住する外国人」を参加させることが主たる目的であるならば、大いに反対したい。</p>	制定反対	
5	意見	我孫子市議会基本条例(案)に賛成します	制定賛成	
	理由	我孫子市が少しでも国際化することは、大変良いことです。外国人市民はもっと増えた方が良いです	制定賛成	